

第3章 いじめの未然防止のために

いじめへの対応においては未然防止に取り組むことが重要です。そのためには、「いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、よりよい人間関係を築き、豊かな心を育てることで「いじめが起きにくい学級・ホームルーム（以下「学級」という。）及び学校づくり」に取り組む必要があります。

また、学校全体でいじめの防止に組織的・計画的に取り組むため、年間の指導計画（学校いじめ防止プログラム等）を作成する必要があります。

○いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

（青森県いじめ防止基本方針（H29.10）第2 3 学校が実施すべき取組（1）②i）

【参考】「指導内容のプログラム化」について

「生徒指導リーフ増刊号 Leaves.1 いじめのない学校づくり - 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A -」

（文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）から抜粋

Q20 指導内容のプログラム化ということが言われていますが、これは既製の「○○プログラム」といったものの導入が推奨されているということでしょうか？

プログラム類やトレーニング類というのは、あくまでもツールの一つに過ぎません。学校が各種ツールや各種取組の中から取捨選択し、自分の学校の課題に合わせて自ら計画を立てたり取組内容を創意工夫したりして実行に移すことが重要です。そのことをプログラム化と呼びます。

年間の指導計画の作成に当たっては、以下の内容を参考にしてください。

1 温かい人間関係づくり

温かい人間関係づくりは、日々の授業、学校行事、特別活動等の中で、組織的・計画的に行うことが効果的です。関係性を構築する手法としては、エクササイズ（ワーク）等を通じて、集団を動かしながら、人間関係を学んでいく「グループアプローチ」があります。

以下に、代表的な4つの手法を示します。

（1）ソーシャルスキルトレーニング（SST）Social Skills Training

社会生活や対人関係を営んでいくために、必要とされる技能を学ぶ。「行動の教育」。

(2) 対人関係ゲーム

もともとは集団に対して何らかの不適応を起こしている子どもが、対人行動を含んだ遊びによって徐々に学級になじんでいくための援助技法として開発されたプログラム。

人と人をつなぎ、質の高い集団（群れ）を実現するカウンセリング技法。

(3) グループワーク・トレーニング (GWT) Group Work Training

楽しい雰囲気の中で仲間と協力し、課題を解決する活動を通して、対人関係の構築やグループ活動をする上でのスキルとマインドを学ぶ。

(4) 構成的グループエンカウンター (SGE) Structured Group Encounter

リーダー（教員）の指示で、ねらいを達成するための課題（エクササイズ）を児童生徒が行い、課題を通して感じたことを分かち合う（シェアリング）活動。「感情の教育」。

2 アセスメント（見立て）の重要性 ～アセスメントツールの活用～

児童生徒や学級の様子を知るためには、児童生徒と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙するといった場を共有することが必要です。その中で、児童生徒のささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

また、日頃の教育活動の中での観察・面接だけでなく、アセスメントツールを活用し、客観的な視点も含めながら児童生徒理解を深めることが重要です。

(1) 「Q-U」「hyper-QU」（河村茂雄 図書文化）

「Q-U」は、「いごごちのよいクラスにするためのアンケート（学級満足度尺度）」・「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート（学校生活意欲尺度）」の2つの心理テストから構成され、教員は児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営方針をつかむことができます。

また、上記2つの心理テストに「ソーシャルスキル尺度」が加わり、3つの尺度から構成されているのが「hyper-QU」です。

(2) 「アセス（学校環境適応感尺度）」（栗原慎二・井上弥 ほんの森出版）

34個の質問項目からなり、「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的関係」「学習的適応」の6因子から、児童生徒の学校環境に対する適応感を量ります。「学級平均票」「学級内分布票」「個人特性票」から児童生徒一人一人についての理解、学級集団の状態をつかむことができます。

3 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許されないことを子どもたちに理解させることが大切です。また、いじめの根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあるため、いじめを未然に防止するためには、人権教育の充実により、子どもたちの中に自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが重要です。

《取組事例》

- 法務省の人権擁護機関による人権教室の開催
- 法務省等の人権啓発教材（ビデオ、冊子、ポスター等）の活用

4 道徳教育の充実

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをねらいとし、学校や生徒の実態を踏まえて、特別の教科道徳（以下「道徳科」という。）はもとより、各教科、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われるものです。

道徳教育の要となる道徳科においては、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度といった道徳性を養うために、児童生徒の実態に応じた授業を組み立てるとともに、児童生徒の心に響き、心が動く指導の工夫に努めることが大切です。

いじめを防止するため、いじめを題材とした内容を指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業展開を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ることが重要です。また、豊かな心を育む体験活動を推進し、体験活動と道徳科の指導及び家庭や地域社会との連携に基づいた継続的な実践が大切です。

《取組事例》

- 道徳教育に係る研究の充実
- 指導計画に基づいた道徳教育の実践
- 命の大切さや思いやりを実感させる講演会等の実施
- 道徳科の保護者・地域・他校への授業公開
- 地域の方の協力を得た道徳教育における指導の工夫
- いじめ関連教材（図書）の充実

5 体験活動の充実

学校外の様々な人や物事に出会う体験活動は、児童生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考える貴重な機会となるため、豊かな体験の積み重ねを通して児童生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切です。

様々な体験活動や協働して探究する学習活動を通して、児童生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などいじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、学校・学級の諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進めることが求められます。

《主な体験活動》

- 地域交流体験（地域行事への参加）
- 自然体験（触れ合い体験）
- 異文化体験（国際理解体験、外国人との交流体験、外国語体験）
- 社会生活体験（乗り物体験、買い物体験、施設利用体験）
- 勤労体験（手伝い、美化清掃、生産活動）
- ボランティア体験（介護的体験、奉仕的体験）

6 児童生徒が主体となったいじめ防止活動の推進

児童生徒が主体となったいじめ防止活動を実施することにより、学校のいじめ防止対策の一層の充実が図られます。

○いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないためのいじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組（3）①iii）

【児童生徒が主体となったいじめ防止活動例】

<小学校>

- ・お互いを思いやる関係を築くため、相手の気持ちを考えた言葉「ふわふわ言葉」の辞典づくり、歌詞づくりをしている。また、その歌詞に曲をつけて児童集会で歌っている。
- ・伝統的に取り組んでいる手踊りを、6年生が中心になって縦割り班で教え合うことで、思いやりの気持ちの醸成、コミュニケーション能力の育成などを図っている。
- ・図書委員会が「友情」「友達」「いじめ」をテーマにした本の紹介をしながら、いじめ防止を呼びかけている。

<中学校>

- ・毎日当番の生徒が級友の良い言動を付箋に書き、帰りの会で発表している。また、各学

級の付箋を集めて廊下に掲示し、学級を越えて良い言動を共有している。

- ・生徒が企画・実施する「いじめ防止集会」において、学校いじめ防止基本方針に基づいて策定された「いじめ防止に関わる宣誓文」を全校生徒で読み上げるとともに、宣誓文に全校生徒が署名している。
- ・各学級において、いじめを起こさないために何が必要かを話し合う。その結果を生徒会執行部が集約し、生徒会通信をととして全校生徒で共有したり、各学級でスローガンにして掲示したりしている。

<高等学校>

- ・生徒が企画・出演・編集したSNS上でのいじめ問題についての動画を教材として「スマホ・ケータイ安全教室」を開催することで、生徒が身近な問題として受け止められるように工夫している。
- ・生徒会執行部が中心となって生徒対象のいじめに対するアンケート形式の意識調査を行い、分析結果を全校生徒に報告し、いじめについて考える機会を設けている。
- ・SNS上での言葉だけのやりとりにおける発信者と受信者の捉え方の違いを学ぶワークショップを行っている。また、ホームルームごとにスマートフォンの使い方について話し合い、意見を生徒会役員会に持ち寄り、生徒会としてのルールづくりをしている。

<特別支援学校>

- ・児童生徒が気持ちよく生活するための生活目標を自分たちで考えることで、自分たちの手で学校生活をよくしていこうとする気持ちを育てている。
- ・すごろくゲームなど、けんかや言い争いになりそうな場面の中で、どのようにしたら仲良く楽しめるかを自分たちで考える授業を実施している。児童生徒は、具体的な方法としてトラブルにならない関わり方を学んでいる。
- ・全校児童生徒を縦割りに分けて活動することで、他学部の児童生徒が触れ合い、年齢の違いはあるが、同じ学校の仲間であることを意識できるようにしている。

7 学校いじめ防止プログラム例

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場 面 (どこで)	対 象 (だれに)	主 管 (だれが)
4月	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の確認と共通理解 第1回学校いじめ対策組織会議 学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） 保護者への「いじめ防止対策」説明及び啓発 教職員の振り返りチェック実施 「より良い学校生活を送るため」のアンケート実施 教育相談活動 	職員会議 学校いじめ対策委員会 学級活動 参観日 学級活動 放課後	教職員 教職員等 生徒 保護者 教職員 生徒 生徒	教頭 ハートフルリーダー 学年 生徒指導部 教頭 生徒指導部 学年・生徒指導部
5月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>現在、学校がいじめ防止の取組として実施しているものを時系列に沿って記載します。なお、列の項目について、上記「時期」、「実施内容等」以外は適宜設定するとよいでしょう。</p> <p>【実施内容として考えられるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒を対象としたもの <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関する授業（学級活動・ホームルーム活動） 児童会、生徒会が行ういじめ防止に関する取組 いじめ防止に関連する学校行事（情報モラル教室等） その他（地域で行うもの等） ■いじめの早期発見等に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> いじめのアンケートや個人面談（教育相談） ■定期的実施されるいじめ防止に関する会議等 <ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会、学校いじめ対策組織の会議、生徒指導会議 ■PTAや地域と連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> 見守り活動（あいさつ運動等） </div>			
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> 1・2年生対象学期を振り返ってアンケート 教育相談活動 第12回学校いじめ対策組織会議 いじめ防止基本方針の見直し 生徒指導の情報交換（個々の状況） 	学級活動 放課後 学校いじめ対策委員会 職員会議 職員会議	生徒 生徒 教職員等 教職員 教職員	生徒指導部 学年・生徒指導部 ハートフルリーダー 教頭 生徒指導部